

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について

1 事業評価とは

国の地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業については、次年度や将来の事業をより効果的・効率的に実施するため、毎年度、協議会が対象事業の実施状況について確認、自己評価を行い、その結果を国へ報告し、併せて公表することになっています。

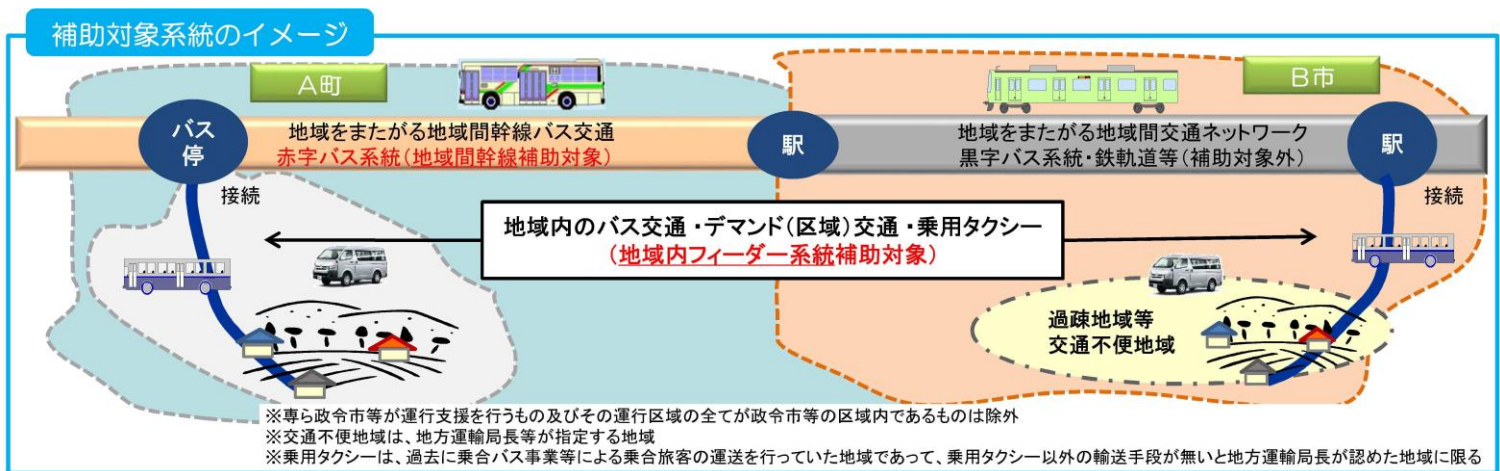
国は、報告のあった自己評価を基に、運輸局において第三者評価委員会による二次評価を行います。

2 対象事業

昨年度、当協議会では次の2事業の活用について協議が整い、運行事業者が補助金の交付を受けました。

(1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

複数の自治体をまたぐ基幹的な公共交通（地域間幹線バス・鉄軌道）とバス停留所や鉄道駅で接続し、支線となる公共交通（市営バス、乗合タクシー）の運行に対する補助制度。



(2) バリアフリー化設備等整備事業

高齢者、障害者をはじめ、誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援する補助制度。



福祉タクシー